

山梨県公報

第六百三十九号

令和八年

三月十九日

木曜日

目次

告示

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置 ……一三五
 - 令和八年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日 ……一二五
 - 道路の区域変更(四件) ……一二五
 - 道路の供用開始 ……一二七
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ……一二七
 - 基本測量の実施 ……一三〇
 - 公共測量の終了 ……一三〇
- ### 選挙管理委員会
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ……一三〇
 - 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ……一三一
 - 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ……一三一
- ### 教育委員会
- 山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示 ……一三一
 - 山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 ……一三六
- 正誤
- 平成十二年三月六日付第七十九号中 ……一三六

告示

山梨県告示第八十二号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとお

り告示する。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県特別養護老人ホーム整備事業者選定委員会	山梨県特別養護老人ホーム整備事業者選定における審査等に関する事務	五人以内	一 学識経験のある者 二 優れた見識を有する者	令和八年三月二十三日から令和八年四月三十日又は担任意務が完了する日のいずれか早い日まで	福祉保健部健康長寿推進課

山梨県告示第八十三号

令和八年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、令和八年四月一日から同年六月三十日までの日とする。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和八年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区間	甲府市和田町字村ノ内二九四五番一地先から 甲府市和田町字村ノ内二六九三番一地先まで	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	二〇・九 四四・七	七〇・〇
		新	二〇・九 六三・三	七〇・〇

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和八年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十一号
- 三 道路の区域

区間	北杜市須玉町若神子字下片瀬二七三三番三 地先から 北杜市須玉町若神子字下片瀬二六四四番一 地先まで	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	一四・七 一六・八	一三〇・〇
		新	一六・七 四〇・四	一三〇・〇

山梨県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から令和八年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	笛吹市芦川町鶯宿字北居村東割三七六番一 地先から 笛吹市芦川町鶯宿字北居村東割三六九番二 地先まで	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	六・八 一五・七	八二・五
		新	七・九 三五・七	八二・五

山梨県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 戸沢谷村線
- 三 道路の区域

区間	都留市四日市場字瀬中二〇四番二地先から 都留市四日市場字田代辻三九番八地先まで	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	五・六 九一・三	六二二・四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
梅又 13	梅又 12	梅又 11	西村 14	西村 13	ウツキ 坂	西村 12	西村 11	上ノ 段	両久 保13	マコ メ	小ぬ るで 12	小ぬ るで 11	成沢	白板	小柳 川	下平 14
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
矢川 II	上ノ 段	古島	桂沢	坂本	唐虫 久保 12	蔵ノ 前12	蔵ノ 前11	唐虫 久保 11	赤石 切12	赤石 切11	トチ ノト 12	トチ ノト 11	和平	南舟 薙	東風 尾	梅又 14
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
追加	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成 二十 年山 梨県 告示																

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	富士川町	市町村名
山の神	北ノ田	峯	メハシキ	矢川ー3	妙切ー2	無川	栃窪ー5	栃窪ー4	上平	向村	久保平	土砂災害特別警戒区域の名称
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	指定事項
												指定告示

第二百二十四号

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西村ー4	西村ー3	ウツキ坂	西村ー2	西村ー1	上ノ段	両久保ー3	マコメ	小ぬるでー2	小ぬるでー1	成沢	白板	小柳川	下平ー4	下平ー3	北向ー3	南平ー3
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
桂沢	坂本	唐虫久保ー2	蔵ノ前ー2	蔵ノ前ー1	唐虫久保ー1	赤石切ー2	赤石切ー1	トチノトー2	トチノトー1	和平	南舟薙	東風尾	梅又ー4	梅又ー3	梅又ー2	梅又ー1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同
矢川Ⅱ	上の段	古島
同	同	同
同	同	同
追加	同	同
平成二十年山梨県告示 第二百二十四号		

公 告

● 基本測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
 二 測量の地域 山梨県全域
 三 測量の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

● 公共測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図）地図情報レベル500
 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
 三 測量の期間 令和七年五月二十九日から令和八年三月四日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年三月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

一三、三五六

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

一七七、九六三

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

選挙区名

三分の一の数

山梨県公報 第六百三十九号 令和八年三月十九日

西八代郡・南巨摩郡

一三、一一三

中巨摩郡

五、六一七

南都留郡

一一、七八一

甲府市

五〇、五二三

富士吉田市

一一、九八五

都留市・西桂町

九、一一八

山梨市

九、二五四

大月市

六、二四一

韮崎市

七、八四四

南アルプス市

一九、七九八

北杜市

一三、〇七二

甲斐市

二〇、九〇四

笛吹市

一八、五四四

上野原市・北都留郡

六、四四〇

甲州市

八、二八七

中央市

八、〇七六

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十九日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程（昭和六十年山梨県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 保護者等の所得が失業等により減少し、著しく生活困難と認められるとき。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であるとき。

第二条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三条第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改め、同項第三号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第六号」に改め、同項第四号中「前条第一項第六号」を「前条第一項第七号」に改め、同条第二項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第六号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第四条第一項第三号中「第二条第一項第五号及び第六号」を「第二条第一項第六号及び第七号」に改め、同号を同項第四号とし、第二号中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条第一項第四号に掲げるとき 減免申請書（第三号様式）

第四条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

「第三号様式」を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

高等学校	課程	科第	学年(年次)
生徒住所			
氏名			印
保護者等住所			
氏名			印
保護者等住所			
氏名			印

減免申請書

次の理由により授業料・入学料の減免を受けたいので、関係書類を添え申請します。

理由	
減免を申請する期間 (授業料の減免のみ)	年 月から 年 月まで

(注) 授業料・入学料のいずれかを○で囲むこと。

(注) 授業料・入学料ともに減免を申請するときは、それぞれ提出すること。添付資料で重複するものについては1部は写しで可。その場合、写しの余白に「正本は授業料減免申請書に添付」などと記載すること。

(注) 課税証明書を添付すること。

「第四号様式」を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

生徒氏名	意見書			学年(年次)
	高等学校	課程	科第 氏名	
学級担任の調査内容	(1) 家族の状況 (2) 生徒の状況 (3) 担任の意見 (4) みどり奨学生番号()			
諸会費の減免状況				
学級担任印	氏名			印
校長の見				
調査の結果上記のとおり相違ありません。 年 月 日 学校長 印				

(注) 傷病・失業・転職等により前年の収入と変動が大きく、前年の収入を使用すると最近の状況が正しく反映されない場合は最近3ヶ月の平均収入×12として判定する。この場合は校長の意見欄に家計が急変している状況を記載し、最近の収入のわかる書類(給与明細書写し・雇用保険受給資格者証写し)等を添付しておくこと。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「山梨県内において」を削り、同項ただし書を削る。

第三号様式(注)二中「山梨県内において」を削る。

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「山梨県内において」を削り、同項ただし書を削る。

第一号様式(注)二中「山梨県内において」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

正 誤

○平成十二年三月六日(第七十九号) 山梨県規則第三号(山梨県情報公開条例施行規則)

一一八ページ下段終わりから一行目から一一九ページ上段一行目中「実施期間」とあるのは「実施機関」の誤り。